

最終審決再審請求

審議後に、あなたまたは地域センターは「再審の要請」を行うことができます。再審の要請は、審決において事務的な誤りを訂正、または事実や法律の誤りを訂正する方法です。また、これには拒否された審議官の資格を剥奪する要求の再審が含まれる場合があります。これらは、再審の要請で対処できる唯一の要因です。審決を受領してから15日以内に再審の要請を行ってください。

また、最終審決に署名した人、最終審決の写しを入手した人全員に、この要請書の写しを送付する必要があります。相手方は、本申請を支持または反対する書面を提出することができます。裁判の前に再審を行うことは必須ではありません。

再審に関する情報

DDSシステム追跡番号：

OAHケース番号：

最終決定が下された対象者（原告）の氏名：

地域センター：

最終審決日：

再審事由に関する情報

再審を求める具体的な理由を述べてください（該当するものすべてにチェックを入れてください）

<input type="checkbox"/> 事実または法律上の誤りの訂正	1. 何ページの何行目に誤りがあり、どのような訂正が必要ですか？
<input type="checkbox"/> 決定の事務的な誤り	1. 何ページの何行目に誤りがあり、どのような訂正が必要ですか？
<input type="checkbox"/> 審議官が自ら資格を放棄しないと決定したこと	1. 審議の際、または審議の前に、審議官に自ら資格を放棄するよう求めましたか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 2. 「はい」の場合、審議官が公平・公正に対応し得なかった理由は何ですか？

申請者の署名：

日付：

原告、未成年の子の親、正式な代理人、保佐人、後見人、または弁護士

地域センター

上記の空欄に署名と日付を記入してください。手書きまたは電子的に署名することができます。氏名を入力することで、このフォームに電子的に署名したものとみなされます。